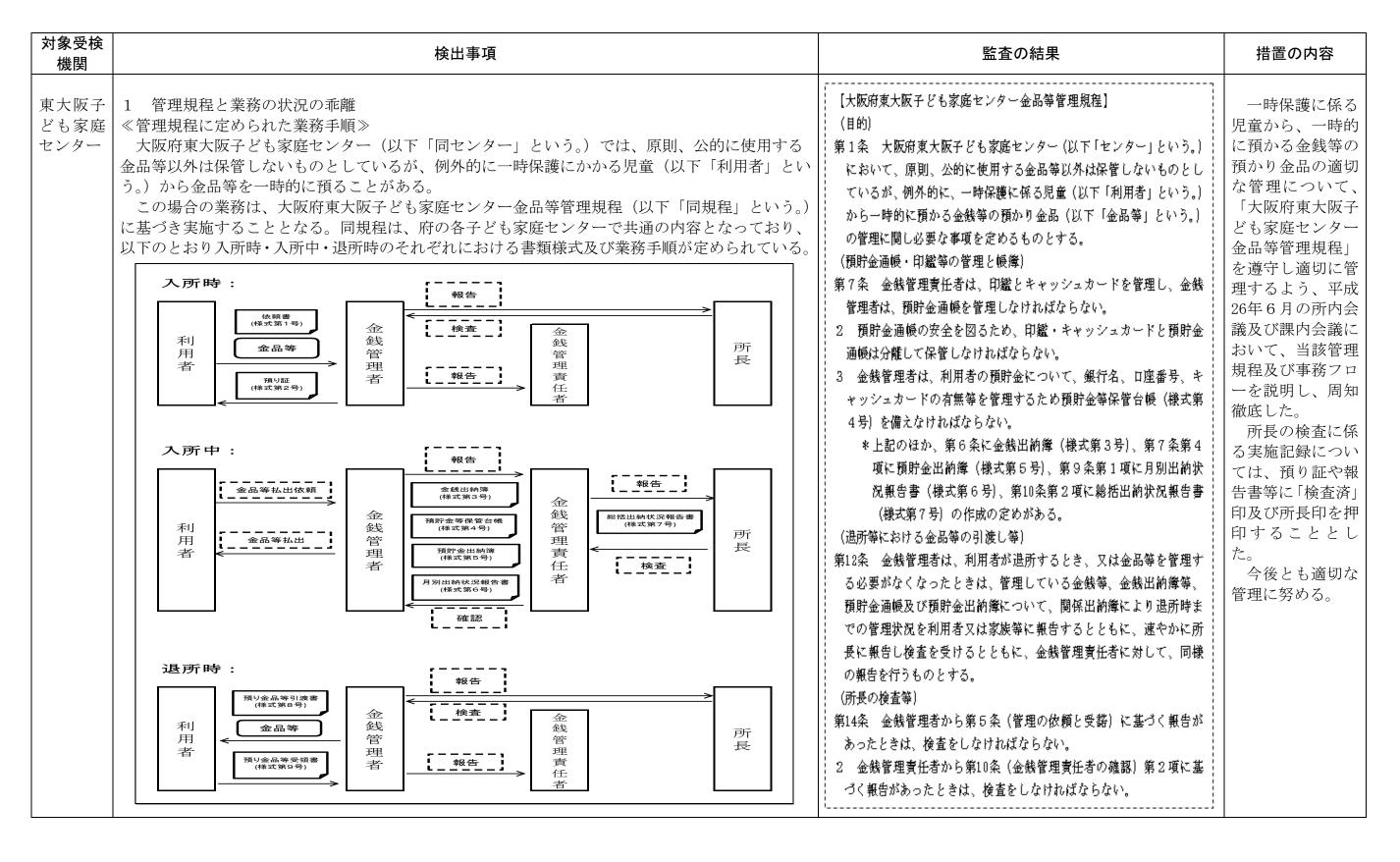
金品等の管理手続の不備



≪同センターでの業務の状況≫

- (1) 同規程において入所中に作成が必要と規定されている金銭出納に関連する書類(同規程|たとえ出納がなくても現物を適切に管理し不正リスク の様式第3~7号)を作成していない。
- (2) 同規程第14条において必要と規定されている入所時(金品等の管理の依頼と受諾)・入所 中(半年毎の総括出納状況)・退所時(金品等の引渡し)の所長への報告及び検査は口頭に て実施しているとのことであるが、その実施記録が残っていない。
- (3) 同規程第7条において必要と規定されている印鑑・キャッシュカードと預貯金通帳の保 管場所及び管理者の分離を実施していない。

以上のとおり、同規程に定められた業務手順と同センターでの業務の状況には乖離が生じて いる状況にある。

2 金品等の引渡し時の手続に関する不適切な事例

監査時に、平成23年度以降の受領書等の保管状況を調査したところ、以下のとおり不適切な 事例が1件あった。

平成24年8月に児童の退所に伴い児童から預った金品等(貯金通帳及び印鑑)を金銭管理者 の代理でケースワーカーが預り金品等受領書を入手しているが、監査時(平成25年12月)まで↓対して同規程の遵守についての意識の徹底を図るとと の間、金銭管理者及び金銭管理責任者の確認印欄に押印がなされないまま、当該児童のケース ファイルに綴じられている事例があった(本来は預り証とセットで専用ファイルに綴じて集中 名でのチェックを徹底することにより、適切な管理を実 管理すべきもの)。

金銭管理者(虐待対応課長)の指揮命令の下、引渡しを行うこと、金銭管理責任者(企画調 整課長)へ報告を行うことが規定されているが、上記の事例では対応が不十分であった。これ は、担当ケースワーカーが同規程を十分に理解していなかったことに加え、上記(1)のとおり、 同規程が定める預貯金等保管台帳(様式第4号)及び月別出納状況報告書(様式第6号)等を 作成していないこともあり、金銭管理者及び金銭管理責任者が金品等の預り・返還の状況を十 分に把握していなかったことに起因している。

現金や預貯金通帳等の金品を利用者から預る場合は、 の発生を抑える必要がある。

同規程に定める書類の作成及び業務手順は原則とし て全て実施する必要があり、必要書類を漏れなく作成さ れたい。

入所時・入所中・退所時に必要とされる所長への報告 及び検査は、それが適切に実施されたことを確認できる よう実施記録を残されたい。

金品等の現物の保管場所及び管理者を分離すること により、適切な現物管理を実施されたい。

平成23年10月の同規程策定以降、台帳等を作成してお らず、預り証、預り金品等受領書と金品等の現物の照合 |確認が適切に実施されていないと考えられる。 全職員に もに、金銭管理者・金銭管理責任者及び所長による複数 施されたい。